

令和8年度 広島市中央駐車場（原付）登録利用募集案内

以下の募集案内をよくご確認ください、登録利用申請の申込手続きを行ってください。

1 広島市中央駐車場（原付）の概要

- (1) 場 所 広島市中区基町2番
広島市中央駐車場（駐車場東側の原付用区画）
- (2) 登録利用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（12か月間）
※自動更新はありません。期間途中で解約することもできます。
- (3) 営 業 時 間 午前6時30分から翌午前1時00分まで（年中無休・有人）
- (4) 登録利用料 12か月間 30,000円(2,500円／月 うち消費税額等227円・税率10%)
※登録利用料は一括でお支払いいただきますが、年2回の分割納付も可能です。ご希望の方は登録利用申請書（様式1）の納付回数欄にチェックを入れてください。
※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳をお持ちの方は、減免申請書（様式2）及び手帳の写しを提出することで登録利用料が半額になります。

2 年度当初の登録利用募集

- (1) 募集受付期間
令和8年1月15日（木）から令和8年2月4日（水）までの営業時間内
- (2) 募集台数
100台
- (3) 登録利用申請書（様式1）の配布場所
 - ① 広島市中央駐車場 管理事務室（アマノマネジメントサービス株式会社）
 - ② アマノマネジメントサービス株式会社 HP（右記二次元コードから入手可）
 - ③ 広島市自転車等駐車場 管理事務室（広島県ビルメンテナンス協同組合）
 - ④ 広島市役所自転車都市づくり推進課・各区役所維持管理課 窓口
- (4) 提出先
 - ① 持参の場合 広島市中央駐車場 管理事務室（アマノマネジメントサービス株式会社）
 - ② 郵送の場合 〒730-0011 広島市中区基町2番 広島市中央駐車場 管理事務室 宛
- (5) 申請書の記入方法及び選考方法等
 - ① 登録利用申請書（様式1）1通につき原付1台のみ受付いたします。
 - ② 原付は原則として、登録利用申請者が所有又は使用するものとしてください。
 - ③ 長さ200cm・幅80cm以上の原付は、駐車場を利用できない場合があります。



- ④ 応募者多数の場合は抽選となります(抽選日:2月9日(月))。抽選結果は2月12日(木)頃に発送予定の書面でご確認ください。また当選者には「登録利用決定通知書兼登録利用のお知らせについて」の書類を同封いたします。
- ⑤ 当選者は、3月10日(火)から3月17日(火)までの間に、広島市中央駐車場管理事務室において、前記④により送付された書類及び登録利用料金(現金)を持参し、手続きを行ってください。その際に、領収書及び登録証(シール)をお渡しします。なお、期間中は7時30分から19時00分まで受付をいたします。
- ⑥ 登録期間内に登録利用料金の納付が確認できない方は、登録の取消しとなりますのでご注意ください。

3 登録利用の追加募集及び登録待機申請の受付

- (1) 年度当初の募集台数に満たない場合は、3月9日(月)より先着順で追加募集します。
- (2) 年度当初の登録利用募集台数に達した後は、登録待機申請を先着順で受付し、空きが生じた場合は順次連絡します。
- (3) 登録待機申請書の配布場所、提出先及び申請書の記入方法は、前記2の「年度当初の登録利用募集」に準じます。

4 留意事項

- (1) 駐車場内では、徐行するなど安全に留意し、係員の指示、区画線や標識等に従ってください。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げる行為、その他管理運営上支障があると認められる行為をしないでください。
- (3) 登録証(シール)は、登録された原付の後輪の泥よけ等の見えやすい位置に貼り付けてください。
- (4) 駐車場内での盗難、損傷等の損害に対して、市及び当社は一切の責任は負いませんので、ご了承ください。
- (5) 登録利用を解約する場合は、事前に関係書類を添えて、解約の手続きをする必要があります。なお、届出月の登録利用料金(日割を含む)の返金はできませんのでご了承ください。
※解約時には、登録証(シール)を返還してください。
- (6) 令和7年4月1日からの道路交通法の改正により、最高出力を4.0kw以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車は原付に区分されます。
- (7) 広島市中央駐車場のほか、広島市自転車等駐車場(駐輪場)でも、登録利用の募集を行っています。詳細は下の二次元コードからご確認ください。



【お問い合わせ先】

広島県ビルメンテナンス協同組合 駐輪場管理グループ

TEL : 082-242-7330